



(損保版)

第1~4月曜日発行
発行所 新日本保険新聞社
大阪市西区朝本町1丁目5-15
(郵便番号550-0004)
電話 (06) 6225-0550 (代表)
FAX (06) 6225-0551 (専用)
購読料 1か月2420円
(消費税、送料込み)
©新日本保険新聞社 2024

77th Anniversary since 1947

創業昭和22年

保険・共済業界と 共に歩んで77年

求償権行使の義務化検討の動き?!

神奈川代協 代理店賠償討論会を開催



三ヶ尻会長

三ヶ尻会長は「代理店賠償は生保でも使える」「保険会社の代理店への対応は年々トランプになっ...

討論会の参加者からは「代理店賠償は生保でも使える」「保険会社の代理店への対応は年々トランプになっ...

「代理店賠償は生保でも使える」「保険会社の代理店への対応は年々トランプになっ...

「代理店賠償は生保でも使える」「保険会社の代理店への対応は年々トランプになっ...

「代理店賠償は生保でも使える」「保険会社の代理店への対応は年々トランプになっ...

神奈川代協(三ヶ尻明広会長)は11月1日、横浜市の日新火災横浜ビルで代理店賠償討論会を実施した。討論会では、募集人による説明不足や誤った説明、誤解等から生じってしまう賠償事案について、会場の参加者たちが実体験を赤裸々に報告し合った。

実体験を赤裸々に報告

代理店賠償で金銭的問題クリアに



豊氏

とすっかり打ち合わせしたほうがよい」「訴訟となると長い時間がかかる。訴訟はストレスがたまる一方で一日も早く終わらせたいが、保険のことを知らない弁護士が多く、遅々として進まないことが多い。訴訟の際は保険に詳しい弁護士に依頼してもらったほうがよい」といった生の声があった。

当日、司会進行を務めた神奈川代協前組織委員長豊純光氏は「保険会社による求償権行使の義務化についてはかねてから検討されてきたが、これまででは見過ごされてきたのが実情だ。しかし、昨今のビッグモーター事件やカルテル問題などもあり、当局としても(今

度こそ)義務化を検討する動きが出てきている。今後、金融庁検査では保険会社に対して、代理店に対して求償をしているかどうかの指摘がおそらく出てくるだろう」と述べ、昨今高額化する賠償

問題の中で、代理店は賠償責任に加入する必要があると強調した。